

◎新潟県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 都市計画の種類

胎内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 その他

上記都市計画は、別に定める「新潟圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び新潟圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「新潟圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。